

2026年1月29日

全終協による入会審査基準とは ⑦

いざというときに頼れる身寄りがない方に向けたサービスを提供する事業者の、日本初の業界団体である「一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会」（略称：全終協）が、2024年6月に国が発出した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をベースにしつつ、全終協の正会員となるために必要とされる「入会審査基準」のうち、今回は、8点目「個人情報の取扱いについて」と9点目「財務状況について」について解説いたします。

高齢者等終身サポート事業では、利用者が病気になっても認知症になっても、安心して生活を維持するための意思決定支援を行うために、利用者の個人情報、特に「要配慮情報」「機微情報」と言われる情報までお預かりします。それを厳重に保管し、必要な時期にその情報を材料に意思決定支援をしたり、介護や療養のために必要な人にその情報を伝達しなければなりません。家族であればもともと知っている情報や、後からでも入手できる情報を、民間事業者は利用者本人から事前にお預かりする又は委任を受ける以外には原則として入手できませんから、その大切な情報がいかに慎重かつ厳重に守られているかという観点が非常に重要になります。



そこで全終協の正会員審査においては、外形的には「プライバシーマーク」を取得していることが望ましいとしつつ「プライバシーマーク」を取得していない場合でも、それと同等の個人情報管理を求めています。具体的には、プライバシーマークを取得していない場合は、次の要件をすべて満たすこととされています。

- ① 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定め、事業者のウェブサイトに掲載していること。
- ② 個人情報の管理に関して具体的な対処の仕方について記載された個人情報保護規程を整備していること。
- ③ 個人情報を適切に管理する事業者内体制を有していること。
- ④ 個人情報の取扱いを他の事業者に委託して行う場合は、個人情報保護体制が整備されている事業者を選び、適切に管理監督していること。
- ⑤ 個人情報漏えい等の発生時に迅速に対応できる事業者内体制を有していること。
- ⑥ 職員に対して、個人情報保護教育を実施していること。

次に「財務状況について」ですが、高齢者等終身サポート事業者は、NPO法人、公益法人、一般社団法人、株式会社など、さまざまな法人格で運営されています。会計処理方法もまちまちですから、一概に運営事業者の財務状況に線を引くことは難しいものの、「直近の税務申告において、債務超過となっていないこと」という外形的基準のみを設け、それ以外は、外部審査員を含めた審査委員会による定性審査において、単なる単年度の赤字・黒字ではなく、寄附に依存しすぎる経営になっていないか、事業収入と支出のバランスが取れているか等により、事業の安全性や継続性を見極めることとなります。

次回は、10点目「遺贈寄附等について」を解説をします。